会議録様式

- 11041 4 141	
審 議 会 名	第1回(仮称)杉戸町手話言語条例検討委員会
開催日時	令和6年8月6日(火)午後1時30分~2時30分
開催場所	杉戸町役場 本庁舎1階会議室
会議の議題	(1) 手話言語条例とは(2) 条例制定スケジュールについて
公開・非公開の別	公開 ・ 非公開 (公開の場合傍聴者数 2人) (非公開の場合理由)
出席委員氏名	(出席委員) 岡野敏昭委員、松田弘美委員、須田恒男委員、柴田周子委員、 稲垣良行委員、間宮佐委員 (欠席委員) 山路久彦委員、吉澤久美子委員
審議の概要	

各議題について意見及び質問をいただいた。 詳細は別紙のとおり。

・議事(1)「手話言語条例とは」

委員)

条例ができて、顕著に変わったと思うのは、どのようなところか。

他委員)

役所の職員の気持ちが変わっていた。手話ができる職員も増えた。私の地域では、障がい者福祉課の職員のほとんどが手話ができるようになり、対応がスムーズになった。 また、手話講習会の申込者が増えた。お店においても、手話ができる人が増えてきた。

委員)お店でも手話で対応してもらえるようになったとのことだが、お店関係にも手話 を学んでもらう施策を盛り込んだということか。

他委員)

条例をつくったあとの推進方針として、お店に対しても手話の講習会を開催した。 数は多くないがやったことで、興味を持ちもっと勉強したいという方もいた。

・議事(2)「条例策定スケジュールについて」

委員)

「たたき台」と「素案」の違いを教えてほしい。

事務局)

素案は、ある程度条文として記載したものを想定している。

たたき台は、条文にする前の何を条例に盛り込んでいくのかとか、必要なもの、そうでないものを検討していく段階のものと考えている。

委員)

福祉計画の策定は業者に委託していると思うが、条例は事務局が素案を作成するのか。

事務局)

条例の作成は福祉課で行う予定である。条例文などの所管である総務課議会法務担当と 文章の整理などを行いながら作成する予定です。